

大牟田市告示第 1 1 3 号

条件付き一般競争入札の公告について

条件付き一般競争入札を行うので、大牟田市契約規則（平成 2 年規則第 2 6 号）第 3 条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 元 年 9 月 1 7 日

大牟田市長 中 尾 昌 弘

1 入札に付する事項

- (1) 契約番号 4 3 1 1 0 0 0 1 3 2
- (2) 工 事 名 大牟田市農村環境整備事業岩本藤ヶ元地区藤ヶ元堤改良工  
事
- (3) 工事場所 大牟田市大字岩本地内
- (4) 工事概要  
工事延長 2 5 . 0 メートル  
ア 土木工事  
イ 施設機械工事  
詳細については、3 で閲覧に供する設計図書による。
- (5) 工 期 契約締結の日の翌日から令和 2 年 2 月 2 8 日まで

2 入札参加に必要な資格

- (1) 建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 3 条第 1 項の許可（同条第 3 項の許可の更新を含む。）及び同法第 2 7 条の 2 3 第 1 項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けている者
- (2) 平成 3 0 年度大牟田市競争入札参加資格者名簿又は平成 2 9 年度大牟田市競争入札参加資格者名簿に業種が土木一式工事で継続して 1 年間登載されていた者であって、令和元年度大牟田市競争入札参加資格者名簿（工事・市内業者）に業種が土木一式工事で登録されているもの
- (3) 公告の日から 9 に規定する開札の日までの間に、大牟田市指名停止等措置要綱（平成 8 年 3 月 1 日施行）に基づく指名停止又は談合等不正行為の通報に対する措置要綱（平成 5 年 7 月 1 1 日施行）に基づく指名回避の措置を受けていない者
- (4) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実がなく、経営状態が著しく不健全でない者
- (5) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開

始の申立て（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査を受けている場合における更生手続開始の申立て又は再生手続開始の申立てを除く。）がなされていない者

(6) この入札に参加する他の入札者と次のいずれかの関係を有する者でない者

ア 資本関係が次のいずれかの関係に該当する場合

(ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係が次のいずれかの関係に該当する場合

(ア) 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（同項第3号に規定する役員のうち、社外取締役、執行役員及び監査役を除く。以下同じ。）が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

(イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(7) 平成21年度以後に、契約金額が500万円以上の契約に係る土木一式工事（建設業法第2条第1項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容（昭和47年建設省告示第350号。以下「建設省告示」という。）に規定する土木一式工事をいい、建設業法第4条の規定により土木一式工事以外の建設工事（同法第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）を請け負った場合における当該建設工事に附帯する土木一式工事を除く。）を元請で完成させ、かつ、引き渡した実績（特定建設工事共同企業体（大規模建設工事について、確実かつ円滑な施工を図ることを目的として工事ごとに結成する共同企業体をいう。以下同じ。）を構

成する者（以下「構成員」という。）としての実績にあっては、出資比率（構成員の出資額をその属する特定建設工事共同企業体の総出資額で除して得た値をいう。）が100分の30以上である構成員としての実績に限る。）を有する者

- (8) この入札に係る工事において、3月以上継続して雇用している主任技術者（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいい、土木一式工事（建設省告示に規定する土木一式工事をいう。）に係る主任技術者に限る。）を配置できる者
- (9) 最新の経営事項審査に基づく総合評定値通知書の建設工事の種類が土木一式工事の総合評定値の点数に、令和元年度大牟田市競争入札参加資格者名簿（工事・市内業者）に業種が土木一式工事で登録されている主観点数を加えた点数が640点以上である者
- (10) 本市（企業局を含む。以下この号において同じ。）と締結している建設工事に係る契約（アからオまでに掲げるものを含み、カからコまでに掲げるものを除く。）の件数が2件以内である者
- ア 仮契約
- イ この入札以外の入札に係る契約締結前の落札者（落札者が特定建設工事共同企業体（異工種特定建設工事共同企業体を除く。）である場合における構成員を含む。）である場合における当該締結前の仮契約及び契約
- ウ 特定建設工事共同企業体（異工種特定建設工事共同企業体を除く。）の構成員として締結している仮契約及び契約
- エ 条件付き一般競争入札の公告について（平成28年企業局告示第23号）において本市が発注し、異工種特定建設工事共同企業体の構成員として締結している大牟田市公共下水道事業白川ポンプ場建設工事に係る契約
- オ 条件付き一般競争入札の公告について（平成30年企業局告示第13号）において本市が発注し、異工種特定建設工事共同企業体の構成員として締結している大牟田市延命配水池更新工事に係る契約であって、当該契約を締結している異工種特定建設工事共同企業体の構成員のうち配水池工事又はその他工事を施工する構成員として締結している契約
- カ 随意契約により締結している契約

キ 本市が行った入札により締結している契約であって、当該入札における予定価格（入札書比較価格）が4,629,630円未満であるもの

ク 災害復旧工事に係る契約

ケ 公共下水道事業下水道管渠長寿命化改築工事に係る契約

コ 本市が行った入札において落札者又は入札者がなかった場合に当該入札に係る設計書（工期に係る部分を除く。）、図面、仕様書及び予定価格を変更せずに行った再度の入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定による再度の入札を除く。）に係る契約

### 3 契約書案等の閲覧の場所及び日時

契約書案、入札心得、大牟田市契約規則、大牟田市郵便入札要綱（平成15年9月10日施行）、条件付き一般競争入札について（ご案内）、大牟田市工事請負契約約款、設計図書（設計書、図面及び仕様書をいう。以下同じ。）については、次のとおり閲覧に供する。

- (1) 場所 大牟田市企画総務部契約検査室（企業局庁舎3階）
- (2) 日時 令和元年9月17日（火）から同年10月7日（月）まで（大牟田市の休日を定める条例（平成元年条例第11号）第1条第1項に定める市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）  
午前8時30分から午後5時15分まで

### 4 設計図書の販売の場所及び日時

設計図書は、入札参加を希望する者が自己の負担により入手するものとする。

- (1) 場所 大牟田市大正町2丁目5番地12  
有限会社西山  
電話番号 0944-54-1212
- (2) 日時 令和元年9月17日（火）から同年10月7日（月）まで（市の休日を除く。）午前9時から午後5時まで

### 5 工事内容に関する質問書の提出の場所及び日時

工事内容に関する質問書の提出は、持参又はファックスによるものとする。

- (1) 場所 大牟田市企画総務部契約検査室（企業局庁舎3階）

(2) 日時 令和元年9月17日(火)から同月27日(金)まで。ただし、持参による場合は、市の休日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) ファックス番号 0944-41-2592

## 6 回答書の閲覧の場所及び日時

(1) 大牟田市企画総務部契約検査室で閲覧する場合 令和元年10月1日(火)から同月7日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 大牟田市公式ホームページで閲覧する場合 令和元年10月1日(火)から同月7日(月)まで

## 7 入札に必要な書類

入札に必要な書類は、次の各号に掲げる書類(以下「入札書等」という。)とする。なお、(1)、(2)、(6)及び(7)に掲げる書類については、大牟田市公式ホームページ「条件付き一般競争入札の必要書類について」等から入手するものとする。

(1) 入札書

(2) 条件付き一般競争入札参加資格申請書(様式第1号)

(3) 工事費内訳書

(4) 設計図書等購入証明書(原本)

(5) 最新の経営事項審査に基づく総合評価値通知書(写し)

(6) 同種又は類似工事の施工実績調書(様式第2号)

2(7)に規定する実績について記載すること。

(7) 配置予定技術者等の資格調書(工事)(様式第3号)

2(8)に規定する条件を満たす資格等について記載すること。

## 8 入札の方法

(1) 入札は郵送によるものとし、郵送先、郵送方法等は次に定めるとおりとする。送付用封筒は、大牟田市郵便入札要綱様式第1号によるものとし、同要綱第2条第2項の規定に基づく記載がないもの又は配達指定日に到着しなかったものは、受け付けない。

ア 郵送先 〒836-8666

大牟田市有明町2丁目3番地

大牟田市企画総務部契約検査室

イ 郵送方法 配達日指定による簡易書留又は一般書留のいずれかに

よる。

ウ 配達指定日 令和元年10月7日(月)

エ 投かん期間 令和元年10月1日(火)から同月4日(金)まで

オ 郵送書類等 入札書等一式

- (2) 入札執行回数は、1回とする。
- (3) 入札参加者は、開札の前であって市長が認める場合に限り、文書により当該入札を辞退することができる。この場合において、当該文書は持参により提出しなければならない。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された入札価格の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とし、入札者は、消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札価格として入札書に記載すること。

## 9 開札の場所及び日時

(1) 場所 大牟田市入札室(企業局庁舎3階)

(2) 日時 令和元年10月7日(月)午前11時

入札参加者のうち希望する者及び当該入札事務に関係のない職員が立会いの上、開札を行う。

## 10 入札参加資格の審査及び落札者の決定

- (1) 入札の結果、14で設定する最低制限価格から13で定める予定価格までの範囲内(以下「予定価格等の範囲内」という。)で最低価格による入札を行った者を最低価格入札者として決定する。この場合において、予定価格等の範囲内で最低価格による入札を行った者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札を行った者にくじを引かせ、最低価格入札者を決定する。ただし、当該入札を行った者がくじを引かないときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員がくじを引き、最低価格入札者を決定する。
- (2) 最低価格入札者の決定後、最低価格入札者が2に規定する入札参加資格を満たし、かつ、最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められないかどうかを審査する。
- (3) 最低価格入札者が、10(2)の規定による審査に合格した場合は当該

最低価格入札者を落札者とし、当該審査に合格しなかった場合は当該最低価格入札者を落札者とししない。

- (4) 10(3)の規定により最低価格入札者を落札者とししない場合は、落札者が決定するまで、入札を行った者（最低価格入札者を除き、入札価格が予定価格等の範囲内である者に限る。）を入札価格の低い順に順次予定価格等の範囲内で最低価格による入札を行った者とみなし、10(1)から10(3)までの規定を適用する。

#### 1.1 入札保証金

免除。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札価格の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を違約金として徴収する。

#### 1.2 契約保証金

契約金額の100分の10以上。ただし、大牟田市契約規則第23条の2第1号、第2号又は第6号に該当する場合は、免除とする。

#### 1.3 予定価格（入札書比較価格）

20,465,000円

#### 1.4 最低制限価格（入札書比較価格）の設定

有。なお、落札決定後に公表する。

#### 1.5 入札の無効

- (1) 2に規定する入札参加資格のない者が行った入札及び入札書等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに入札心得において示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

#### 1.6 失業者義務吸収人員

有

#### 1.7 その他

- (1) 入札参加者がいない場合は、入札を中止する。
- (2) 入札者は、入札心得及び条件付き一般競争入札について（ご案内）を熟読し、これを遵守すること。
- (3) 談合情報どおりの者が落札した場合は、その落札決定を取り消す場合がある。
- (4) 支払条件

前金払 有

部分払 無

- (5) この入札に係る工事は、大牟田市工事請負契約約款第10条第3項の規定により、現場代理人の兼任を認めるものとする。
- (6) この公告に定めるもののほか、この入札及び契約に関し必要な事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び大牟田市契約規則によるものとする。
- (7) その他不明な点については、大牟田市企画総務部契約検査室に照会すること。